

# 鳥取県アドボカイト養成研修実施要領

## 第1 目的

こどもの権利擁護については、こども基本法により、全てのこどもについて、年齢及び発達の数度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されることとされており、発達過程にあるこどものアドボカシーにおいては、こどもが自らの意思を表示し、意見として形成し、それを表明して自己実現に向けて行動する過程を保障することが必要である。

本事業は、こどもアドボカシーについて啓発を行い、こどもの意見表明をサポートする意見表明支援員（以下、「アドボカイト」と言う。）を養成するための研修、及びアドボカイトの登録、スキルアップ研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 実施主体

鳥取県（以下、「県」と言う。）

## 第3 事業内容

この要領に定める本事業は、次のとおりとする。

- 1 アドボカイト養成研修
- 2 アドボカイトの登録
- 3 アドボカイトスキルアップ研修

## 第4 アドボカイト養成研修

### 1 研修の実施

県が実施する研修で、必要に応じて随時開催する。研修の実施にあたっては、適切な団体等に研修を委託することができる。

### 2 研修の内容

- (1) こどもの権利についての理解
- (2) 社会的養護経験者当事者の声と活動紹介
- (3) アドボカイトを進める上で必要となる法律上の知識

### 3 修了証の交付

県は、アドボカイト養成研修の修了者に対し、修了証を交付する。修了証には、氏名及び登録番号を記載するものとする。

## 第5 アドボカイトの登録

### 1 登録

県は、県が主催するアドボカイト養成研修またはそれに準じると県が認める研修を受講し修了証の交付を受けた者に対し、別紙様式（以下「アドボカイト活動意向調査票」という。）により登録の意向確認を行う。アドボカイト活動意向調査票には、アドボカイトの氏名、及び住所、連絡先等を記載するものとする。

登録にあたっては、登録証を交付する。登録証には、氏名及び登録番号を記載するものとする。

### 2 誓約・宣誓

アドボキットとして登録された者でアドボキット活動を希望する者は、別添（「誓約書」「宣誓書」）を提出する。

### 3 活動

アドボキットは、鳥取県アドボキット派遣実施要領によりアドボキット活動を行う。

### 4 登録の削除及び取り消し

アドボキット登録の削除を希望する者は、別添（「アドボキット登録削除願」）を県に提出する。

県は、誓約書の内容に違反する行為のあった者に対し、登録を取り消すことができる。

県は、登録の取り消しをしようとする場合は、あらかじめ理由を付して当該アドボキットにその旨を通知する。

## 第4 アドボキットスキルアップ研修

県が実施する研修で、年1回程度開催する。研修の実施にあたっては、適切な団体等に研修を委託することができる。

県は、アドボキット登録者名簿に登録された者に、開催を通知するとともに参加を義務付ける。

附則 この要領は、令和5年6月1日から適用する。

附則 この要領は、令和6年8月30日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別紙

アドボキット活動意向調査票

年 月 日

鳥取県子ども家庭部家庭支援課長 様

県内児童相談所等へのアドボキット派遣についての意向については、下記のとおりです。

記

アドボキットの活動について	該当する項目の□に（レ）を入れてください。 □鳥取県登録アドボキットとして、 年 月から活動したい。 □鳥取県登録アドボキットとして、現時点では活動することが難しい。  ※活動を希望していただいても、勤務先等によっては活動していただくことが難しい場合があります。 ※具体的な日程調整は別途させていただきます。
派遣可能な児童相談所	派遣可能な児童相談所すべての□に（レ）を入れてください。 □福祉相談センター（中央児童相談所） □倉吉児童相談所 □米子児童相談所
氏 名	(ふりがな)
生 年 月 日	
住 所	〒
連 絡 先	(自宅) (携帯) (メールアドレス)

※鳥取県登録アドボキットとして活動していただくためには、誓約書及び宣誓書を提出していただく必要があります。

## 誓約書

鳥取県子ども家庭部家庭支援課長 様

私はアドボキット派遣事業でアドボカシー実践を行うにあたり、その過程で知り得た児童及び児童相談所等に関する情報を、アドボキット派遣事業で必要とされる貴県及び児童相談所等への報告、アドボキット連絡会での情報共有以外には他言（口頭・文書・電子媒体等あらゆる方法を含む）しないことを誓約します。

年 月 日

住所：

氏名：

## 宣 誓 書

鳥取県子ども家庭部家庭支援課長 様

私はアドボキット派遣事業で活動を行うにあたり、次の1から3までのいずれにも該当しないことを宣誓します。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

年 月 日

住所：

氏名：

年 月 日

鳥取県子ども家庭部家庭支援課長 様

住 所

氏 名

アドボキット登録削除願

年 月 日付けでアドボキットとして登録されていましたが、下記の理由により、アドボキット養成研修要領に基づき、アドボキット登録削除を願います。

記

氏 名	
登録番号	
削除願理由	